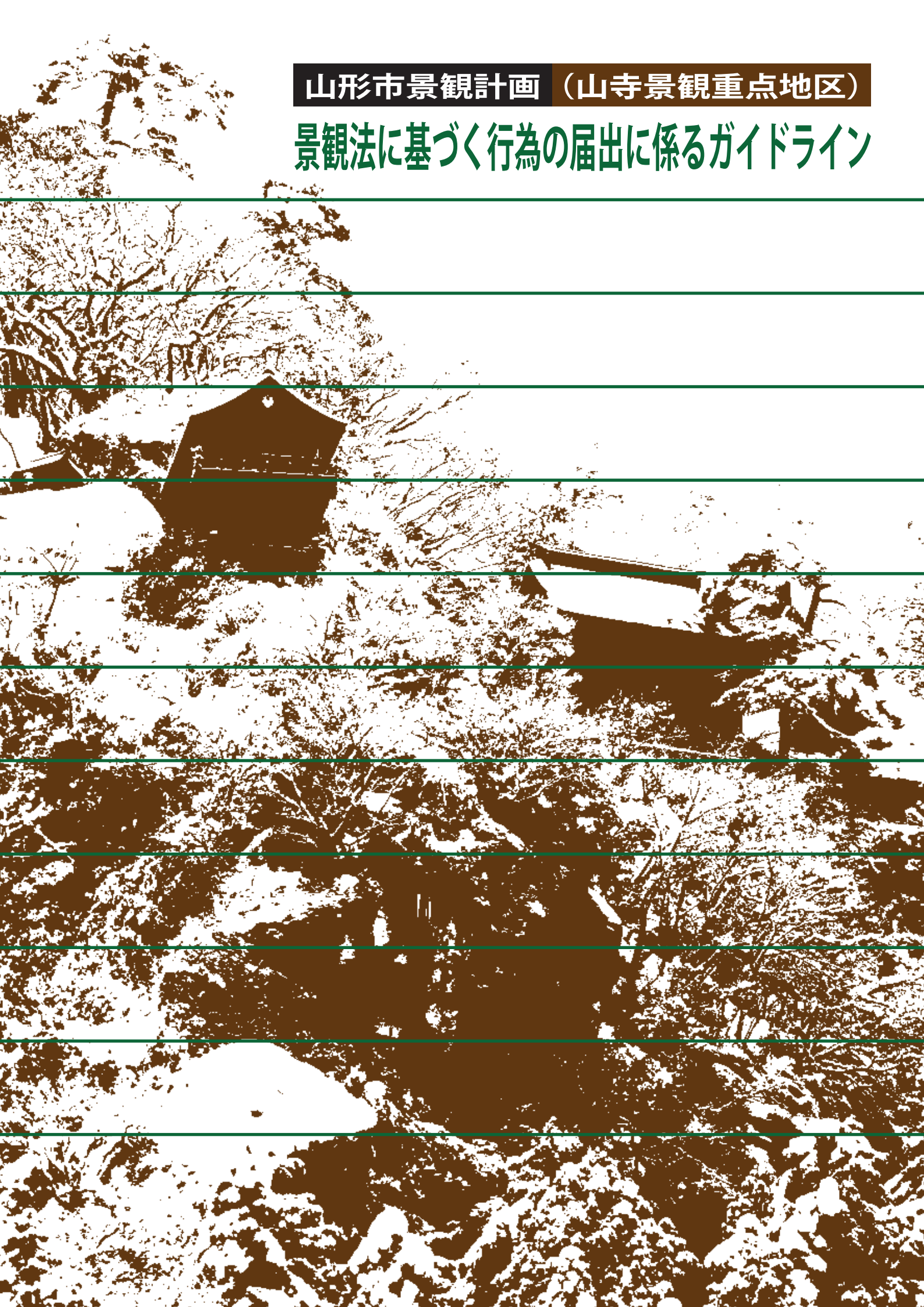


山形市景観計画（山寺景観重点地区）

景観法に基づく行為の届出に係るガイドライン



◆本ガイドラインの見方・使い方

届出が必要な
区域(エリア分類)
行為・規模を確認する

- 対象となる区域が景観重点地区の区域内か、どのエリアに該当するかを確認します。
- 対象となる行為・規模に該当するかを確認します。

P. 1 ~ P. 3

届出の方法を確認する

- 届出の流れと必要書類を確認します。

P. 4 ~ P. 18

景観デザインの
考え方について確認する

- 景観デザインを検討するにあたっての考え方を確認します。
- 基本的な考え方とエリア別※での考え方を掲載していますので、該当箇所をよくご確認ください。景観デザインをご検討ください。

※エリアはP.1の地図で確認できます

P. 19 ~ P. 28

景観づくりのルール
を確認する

- 景観重点地区全体での景観形成基準を確認します。

P. 29 ~ P. 30

- エリアごとの景観形成基準やモデルタイプを確認します。

※エリアはP.1の地図で確認できます

P. 31 ~ P. 58

- 屋外広告物設置基準・対象エリアを確認します。

P. 59 ~ P. 74

景観デザインを
検討する
事前相談・届出をする

- 景観づくりの考え方・ルールを踏まえ、個々のデザインを検討します。
- 届出に先立ち、事前相談や事前協議をお願いします。
- 手続きには時間がかかりますので、十分に余裕をもった届出をお願いします。
- ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

目次

第1章 景観法に基づく行為の届出手続き

1-1	はじめに	1
1-2	景観重点地区の区域	1
1-3	届出対象行為・規模	2
1-4	届出の流れ	4
1-5	届出等が景観形成基準に適合しない場合	5
1-6	届出に必要な書類	6

第2章 景観デザインの考え方

2-1	建築等を計画されるにあたって	19
2-2	エリアごとの景観デザインの考え方	21

第3章 景観形成基準

3-1	対象エリア全域に共通する基準等	29
3-2	標準とするモデルタイプの設定	31
3-3	エリアごとの景観形成基準等	45

第4章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

4-1	屋外広告物の規制エリア	59
4-2	屋外広告物の種類	59
4-3	屋外広告物設置基準の一覧	60
4-4	エリアごとの屋外広告物設置基準	63
4-5	看板の種類ごとの基準一覧表	72

第1章 景観法に基づく行為の届出手続き

1-1 はじめに

山形市では、平成31年4月に景観法に基づく「山形市景観計画」を策定し、良好な景観の形成のための基本方針を定めるとともに、市民・事業者・行政の協働の取り組みである景観まちづくりを推進することとしています。

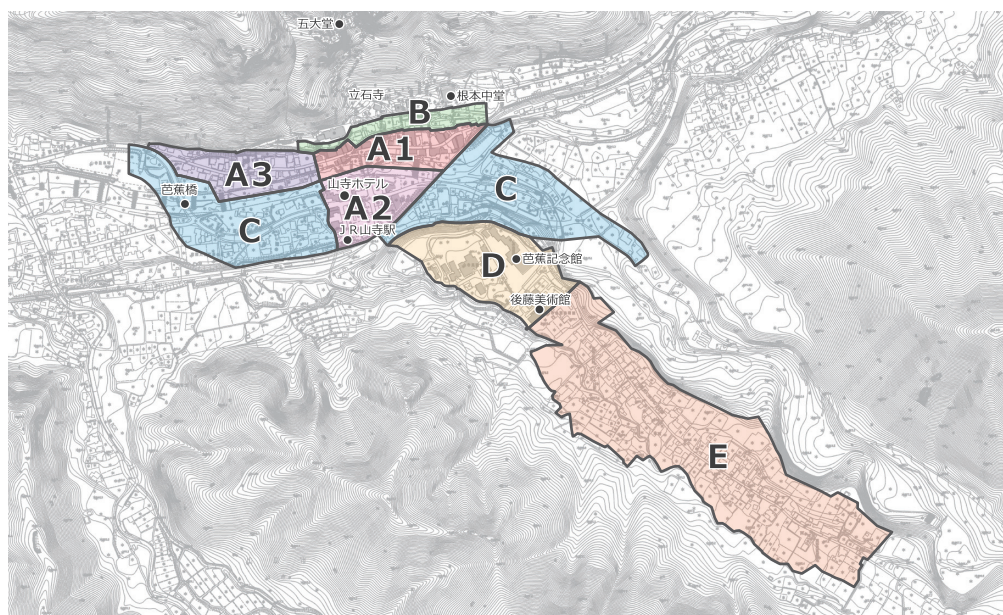
また、当該計画において創設した景観重点地区制度により、市を代表する観光地の一つに数えられる山寺地区(川原町・南院・馬形地区)の眺望景を守るとともに、生活空間の視覚環境を高め、門前に形成された市街地にこの佳境に相応しい風格を加えて、未永く愛されるまちなみをつくることを目的に、令和3年3月に川原町・南院地区を景観重点地区に指定、その後、令和7年3月に馬形地区を景観重点地区に追加指定し、「山形市景観計画別冊<山寺景観重点地区編>」を策定しました。

本書は、景観重点地区の指定に伴って必要となる届出の手順や、エリアごとの景観形成基準に基づいた景観まちづくりを行っていく上での考え方のポイントについて理解を深めていただき、そこに住まう人やそこを訪れる人にとって魅力あふれる景観の形成を推進するものです。

1-2 景観重点地区の区域

山形市景観計画別冊<山寺景観重点地区編>では、景観重点地区の区域を下図のとおり、立石寺五大堂からの眺望範囲と立石寺門前の市街地に位置する川原町・南院地区、五大堂から正面に見える谷筋の集落である馬形地区を対象としています。

さらに、地区内の景観の現状や課題等を踏まえ、7つのエリアに分類しており、その分類に応じて景観形成の目標や景観形成基準が異なります。詳しくは45ページ以降の「エリアごとの景観形成基準等」をご覧ください。



1-3 届出対象行為・規模

山寺景観重点地区区域において、下記の行為を行う場合で、かつ届出対象規模（次頁参照）に該当する場合は「景観法」及び「山形市景観条例」に基づき、あらかじめ行為の届出が必要になります。

届出対象行為	対象物の定義
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 屋根及び柱若しくは壁を有するもの イ アに附属する門、塀 ウ 観覧のための工作物 エ 高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫など オ ア～エの建築設備
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 木柱、鉄柱、RC柱、合成樹脂製の柱、煙突その他これらに類するもの イ 物見塔、電波塔、装飾塔、アンテナその他これらに類するもの ウ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（支持物を含む） エ 物の製造、貯蔵、処理の用に供する施設 オ 自動車車庫 カ 高架水槽、サイロその他これらに類するもの キ 太陽光発電施設 ク 風力発電施設
③都市計画法に規定する開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ ア～ウのほか、切土、盛土を行うことなどにより土地の形状が変化する行為
⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	ア 屋外における土石の堆積 イ 屋外における廃棄物の堆積 ウ 屋外における再生資源の堆積 エ 屋外におけるその他の物件の堆積 ※その他の物件とは、コンクリート製品や型枠などの建築資材・器材、工場における運搬用パレット、木材・金属などの原材料・製品など
⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	届出対象規模の建築物及び工作物に行われる当該照明



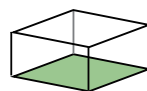
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 建築物・工作物

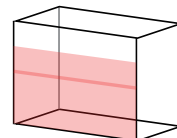
新築・新設：地区内で行われるものすべて
 増築、改築、移転：
 床面積が 10 m²を超えるもの
 外観：外観の1面あたりの面積の2分の1を超える外観の変更
 その他、修景を含め、景観形成に強く影響を及ぼす行為

【増築、改築、移転】



10 m²超

【外観】



面積の 1/2 超

③ 都市計画法に規定する開発行為

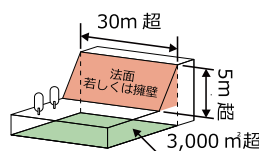
■ 行為によって生じる法面若しくは擁壁

高さ：5 m超
 延長：30m超

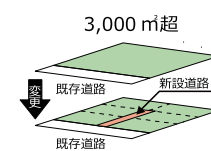
■ 行為の規模

面積：3,000 m²超

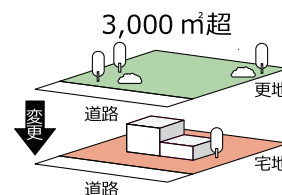
【形の変更】



【区画の変更】



【質の変更】



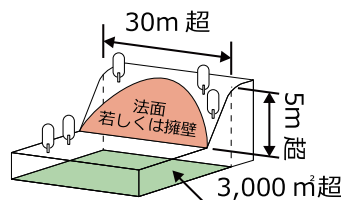
④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

■ 行為によって生じる法面若しくは擁壁

高さ：5 m超
 延長：30m超

■ 行為の規模

面積：3,000 m²超

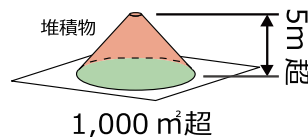


⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

■ 行為によって生じる堆積

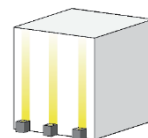
高さ：5 m超
 面積：1,000 m²超

※堆積の期間が 30 日を超えるものに限る



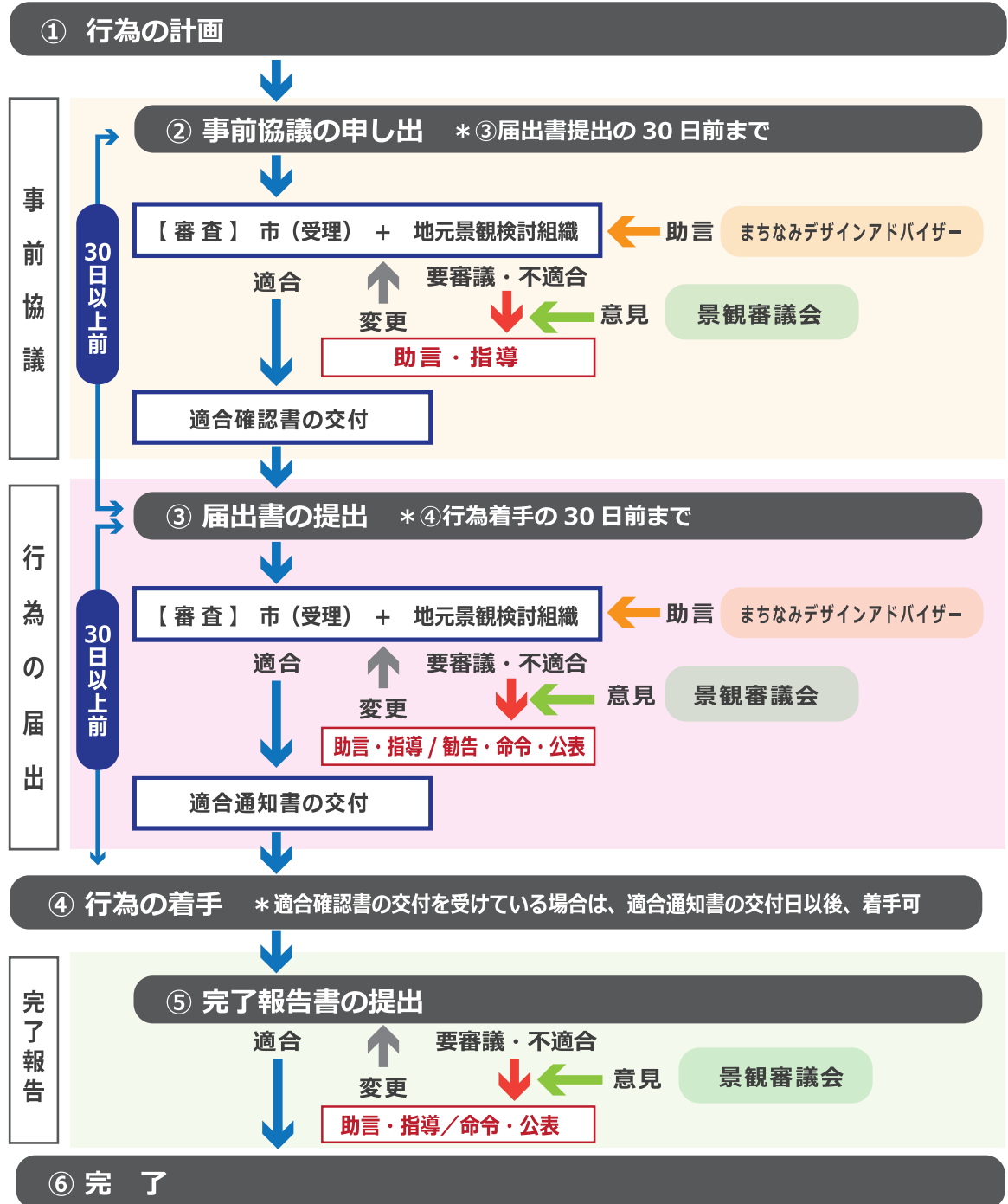
⑥ 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

届出対象規模の建築物及び工作物に対して行われる、照明の新設・移設及び色彩等の照明方式の変更
 ※催し等のための一時的なもの、試験・研究のためのものを除く



1-4 届出の流れ

届出の対象となる行為を行う場合は、事前協議、行為の届出を経て、行為の着手が可能となります。

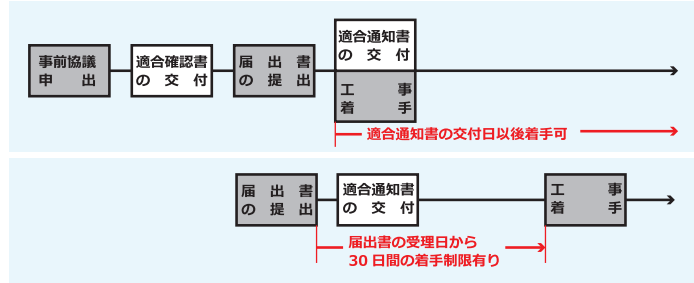


※この届出とは別に建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請などの手続きも必要です。

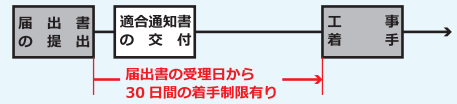
【注意事項】

- 届出書類が揃っていないと、届出を受理することができません。
- 行為の着手制限の考え方

●事前協議有りの場合



●事前協議無しの場合



例えば、

- 7月15日届出書受理の場合、8月15日以降、工事着手可能
- 9月15日届出書受理の場合、10月16日以降、工事着手可能

※ただし、届出の内容について、実地の調査を必要とするときなど、着手制限期間の延長が通知された場合は、最大90日間行為に着手することができない場合があります。

- 根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事は、行為の着手の制限には該当しません。

1-5 届出等が景観形成基準に適合しない場合

事前協議や行為の届出等の内容が、景観形成基準に適合しないときは、次のような措置を行う場合があります。

(1) 助言・指導

事前協議又は届出に係る行為が景観形成基準に適合しないときは、助言や指導を行う場合があります。

(2) 命令・勧告

届出内容が景観形成基準に適合しないときは、設計変更等の勧告を行う場合があります。

また、特定届出対象行為（変更命令の対象となる行為※）が形態・意匠の基準に適合しないときは、設計変更等の命令を行う場合があります。

※建築物の建築等及び工作物の建設等

(3) 公表

勧告や命令を受けたものの、正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、あらかじめ当事者に意見を述べる機会を設けた上で、次に掲げる事項を公表する場合があります。

- 届出者の氏名及び住所
- 対象となった行為及び位置
- 勧告又は命令に従わなかった事実

（4）罰則

届出を行わない、又は変更命令に従わないとき等は、次のとおり、景観法に基づく罰則が適用される場合があります。

景観法に基づく罰則（一例）

対象行為	罰則
変更命令違反	50万円以下の罰金
無届・虚偽の届出 行為の着手制限違反	30万円以下の罰金

1-6 届出に必要な書類

（1）届出に必要な書類

事前協議、行為の届出、完了報告に必要な書類は下記のとおりとします。

なお、行為の届出の際には、事前協議で提出した図書と同一の図書を省略することができます。

1) 事前協議

- ① 景観計画区域内行為（変更）事前協議申出書
- ② 行為の区分に応じた図書（次頁参照）

2) 行為の届出

- ① 景観計画区域内行為（変更）届出書
- ② 行為の区分に応じた図書（事前協議時に提出した図書は省略可）

3) 完了報告

- ① 景観計画区域内行為完了等報告書
- ② 4方向以上から撮影した完了後の状況を示す写真
（色彩を識別することのできるものに限る。）
- ③ ②の写真の撮影位置・方向を図示した図面
- ④ その他市長が必要と認める図書

様式の入手・相談・届出の窓口

■山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL：023-641-1212（内線512） FAX：023-624-8903

E-mail：machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

■公式ホームページ

URL：https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp

(2) 行為の区分に応じた図書類

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
①建築物の 建築等 ②工作物の 建設等	付近見取図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の様子が分かる写真	4方向以上
	配置図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 届出の対象となる建築物又は工作物の位置 (4) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (5) 土地の高低 (6) 外構施設の位置及び材料 (7) 敷地内その他の建築物、工作物及び広告物の位置 (8) 寸法 (9) 眺望することができる主対象の名称並びにその眺望方向及び視点	
	立面図 (縮尺 1/50 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 外壁及び屋根の材料の種類、仕上げ方法及び色彩 (3) 開口部、屋外附帯設備、軒等の位置、形状及び色彩 (4) 広告物の位置、形状及び色彩 (5) 寸法	(1) 4面以上 (2) 色彩はマンセル値で表示のうえ、着色すること。
	平面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 各階の間取り及び用途 (3) 寸法	
	屋根伏図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 屋上附帯設備の位置 (3) 寸法	
	緑化計画図 (縮尺 1/100 以上) (配置図と兼用可)	(1) 縮尺及び方位 (2) 保存する樹木、伐採する樹木、植栽する樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (3) 寸法	
	完成予想図	(1) 方位 (2) 色彩 (3) 周辺の様況	マンセル値の表示は不要
	景観シミュレーション図 (完成予想図と兼用可)	(1) 届出の対象となる建築物又は工作物 (2) 周辺の建築物及び工作物 (3) 景観の背景となる山及び樹木等	(1) 景観の変化を表示 (2) 景観上の影響がわずかであると認める場合は省略可
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
その他必要と認める図書			

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
③開発行為	付近見取図 （縮尺 1/2,500 以上）	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	現況図 （縮尺 1/2,500 以上）	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 土地の高低 (4) 樹林及び樹木の位置 (5) 切土又は盛土を行う部分の表土の状況 (6) 周辺の土地の利用状況	
	土地利用計画図 （縮尺 1/1,000 以上）	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (4) 敷地内公共施設の位置及び形状 (5) 敷地内建築物、工作物及び広告物の位置及び用途 (6) 伐採する樹木等の位置、樹種及び樹高 (7) 植栽する樹木等の位置、樹種及び樹高 (8) 寸法	
	造成計画平面図 （縮尺 1/100 以上）	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 切土又は盛土を行う土地の部分 (4) 行為後の法面、擁壁その他構造物等の位置 (5) 道路の位置及び幅員 (6) 寸法 (7) 計画断面図の縦断及び横断の位置及び方向	
	造成計画断面図 （縮尺 1/100 以上）	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 行為の前後における土地の形状の差異 (4) 寸法	縦断図及び横断図
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
④土地の形質の変更等	付近見取図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	現況図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 土地の高低 (4) 樹林及び樹木の位置 (5) 切土又は盛土を行う部分の表土の状況 (6) 周辺の土地の利用状況	
	計画平面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 切土又は盛土を行う土地の部分 (4) 法面、擁壁その他構造物等の位置 (5) 廃土石の堆積の方法、面積及び高さ (6) 遮蔽物の位置、種類及び構造 (7) 道路の位置及び幅員 (8) 寸法 (9) 計画断面図の縦断及び横断の位置及び方向	
	計画断面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 行為前後における土地の形状の差異 (4) 寸法	縦断図及び横断図
	緑化計画図 (縮尺 1/1,000 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 保存する樹木、伐採する樹木、植栽する樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (3) 寸法	
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
⑤ 物件の堆積	付近見取図 （縮尺 1/2,500 以上）	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	計画平面図 （縮尺 1/100 以上）	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 行為地 (4) 物件の堆積の方法、面積及び高さ (5) 遮蔽物の位置、種類及び構造 (6) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (7) 寸法 (8) 眺望することができる主対象の名称並びにその眺望方向及び視点	
	計画断面図 （縮尺 1/100 以上）	(1) 縮尺及び方位 (2) 堆積された物件の形状 (3) 遮蔽物の種類、形状及び色彩 (4) 寸法	縦断面図及び横断面図
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
⑥照明	付近見取図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	配置図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 届出の対象となる屋外照明を設置する建築物又は 工作物 (4) 屋外照明設備の位置 (5) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (6) 土地の高低 (7) 寸法	
	屋外照明設備の姿図	(1) 縮尺及び方位 (2) 屋外照明設備の形状、色彩その他の意匠、材質及び 照明器具	
	景観シミュレーション図	(1) 届出の対象となる屋外照明を設置する建築物又は 工作物 (2) 屋外照明設備の位置 (3) 屋外照明設備の照射範囲 (4) 周辺の建築物及び工作物 (5) 景観の背景となる山、木等	(1) 景観の変化を表示 (2) 景観上の影響がわ ずかであると認め る場合は省略可
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

事前協議申出書 記入例

様式第9号（第9条、第11条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

景観計画区域内行為 ~~（変更）~~ 事前協議申出書

（宛先）山形市長

申出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 ← 押印不要
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

山形市景観条例第15条第2項 ~~（第5項）~~ の規定により、次のとおり関係図書を添えて、景観計画区域内の行為 ~~（変更）~~ の事前協議を申し出ます。

なお、景観重点地区内における本行為（変更）の事前協議に当たっては、当該景観重点地区の関係者から意見を聴くために必要な範囲内において、本申出に係る図書一式（平面図を除く。）の写しを当該関係者に提供することに同意します。

行為の場所	山形市大字山寺〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇		
区域の別	景観類型	自然ゾーン	<input type="checkbox"/> 山岳自然景観 <input type="checkbox"/> 山麓自然景観 <input type="checkbox"/> 谷地自然景観
		田園ゾーン	<input type="checkbox"/> 果樹・田園景観 <input type="checkbox"/> 田園内産業景観
		市街地ゾーン	<input type="checkbox"/> 中心市街地景観 <input type="checkbox"/> 伝統市街地景観 <input type="checkbox"/> 沿道商業景観 <input type="checkbox"/> 市街地住宅景観
景観重点地区	<input checked="" type="checkbox"/> 山寺景観重点地区 <input type="checkbox"/> 蔵王温泉景観重点地区 <input type="checkbox"/> 七日町御殿堰周辺景観重点地区		
設計者	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇設計事務所（担当：〇〇） 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
施行者	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	氏名	(株)〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）	用途 飲食店
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）	種類
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更等 <input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明		
行為の期間	着手予定日：	〇〇年〇〇月〇〇日	完了予定日： 〇〇年〇〇月〇〇日
変更理由 ※変更の場合のみ	工事（根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事を除きます）に着手する日を記入してください		

一敷地内に建築行為や開発行為など複数の行為がある場合は、行為ごとに作成してください

行為の内容	☑建築物の建築等		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	800.00 m ²	1,000.00 m ²	1,800.00 m ²
		建築面積	200.00 m ²	500.00 m ²	700.00 m ²
		延べ床面積	300.00 m ²	700.00 m ²	1,000.00 m ²
		最高の高さ	7.00m	7.00m	7.00m
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²
		構造	木造 2階建て		
		仕上げ材料	屋根 瓦葺き	外壁 漆喰、杉板張り	
		色彩	屋根 N9	外壁 N8.7, N2.5	
	☐工作物の建設等		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		築造面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	m
		外観変更面積			
		構造			
		仕上げ材料			
	☐開発行為	行為の目的			
		☐土地の形質の変更等	敷地面積	法面等の延長	m
		法面等の最高の高さ	m	法面の処理方法	
	☐物件の堆積		届出部分	既存部分	合計
敷地面積		m ²	m ²	m ²	
堆積する面積		m ²	m ²	m ²	
堆積する高さ		m	m	m	
堆積物の種類					
☐照明	設置する建築物等				
	照明の種類				
	設置期間	年 月 日から	年 月 日まで		
景観形成のために特に配慮した事項	・○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○				
備考					

小数点第2位まで(端数切捨て)記入してください

届出対象物件の最低の地盤面からの高さ(屋上工作物含む(避雷針除く))を記入してください

マンセル値(色相・明度・彩度)で記入してください

- 備考
- 1 該当する箇所にチェックを入れてください。
 - 2 色彩は、JIS規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値(マンセル値)を記入してください。
 - 3 法面の処理方法は、芝付け、石積み、擁壁等と具体的に記入してください。
 - 4 堆積物の種類は、その具体的な名称を記入してください。
 - 5 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。

行為届出書 記入例

様式第11号（第12条、第13条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

景観計画区域内行為 ~~（変更）~~ 届出書

（宛先）山形市長

行為者 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

← 押印不要

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第1項 ~~（第2項）~~の規定により、次のとおり関係図書を添えて、景観計画区域内の行為 ~~（変更）~~ について届け出ます。

なお、景観重点地区内における本行為 ~~（変更）~~ の協議に当たっては、当該景観重点地区の関係者から意見を聴くために必要な範囲内において、本届出に係る図書一式（平面図を除く。）の写しを当該関係者に提供することに同意します。

行為の場所	山形市大字山寺〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇			
区域の別	景観類型	自然ゾーン	<input type="checkbox"/> 山岳自然景観 <input type="checkbox"/> 山麓自然景観 <input type="checkbox"/> 谷地自然景観	
		田園ゾーン	<input type="checkbox"/> 果樹・田園景観 <input type="checkbox"/> 田園内産業景観	
		市街地ゾーン	<input type="checkbox"/> 中心市街地景観 <input type="checkbox"/> 伝統市街地景観 <input type="checkbox"/> 沿道商業景観 <input type="checkbox"/> 市街地住宅景観	
景観重点地区	<input checked="" type="checkbox"/> 山寺景観重点地区 <input type="checkbox"/> 蔵王温泉景観重点地区 <input type="checkbox"/> 七日町御殿堰周辺景観重点地区			
設計者	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	土地家屋調査士 〇〇 〇〇	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
施行者	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	(株)〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）	用途	種類
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）		
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為			
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更等	<input type="checkbox"/> 土地の開墾	<input type="checkbox"/> 土石の採取	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積		<input type="checkbox"/> 土石	<input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明			
行為の期間	着手予定日：	〇〇年〇〇月〇〇日	完了予定日：	〇〇年〇〇月〇〇日
事前協議適合確認書	〇〇第〇〇〇号（ 〇〇年 〇〇月 〇〇日交付）			
事前協議からの変更	<input type="checkbox"/> 変更あり	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	変更点	
変更理由 ※変更の場合のみ	工事（根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事を除きます）に着手する日を記入してください			

一敷地内に建築行為や開発行為など複数の行為がある場合は、行為ごとに作成してください

工事（根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事を除きます）に着手する日を記入してください

行為の内容	□建築物の建築等		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ	m	m	m	
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²	
		構造	造 階建て			
		仕上げ材料	屋根	外壁		
		色彩	屋根	外壁		
	□工作物の建設等		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		築造面積	m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ	m	m	m	
		外観変更面積				
		構造				
		仕上げ材料				
	☑開発行為	行為の目的	建売分譲			
		□土地の形質の変更等	敷地面積	3,500.00 m ²	法面等の延長	35.00 m
	法面等の最高の高さ		1.50 m	法面の処理方法	擁壁	
	□物件の堆積		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	法面等の最低の地盤面から最高部までの高さを記入してください	m ²	m ²	
		堆積する面積		m ²	m ²	
		堆積する高さ		m	m	
		堆積物の種類				
□照明	設置する建築物等					
	照明の種類					
	設置期間	年 月 日から	年 月 日まで			
景観形成のために特に配慮した事項	・○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○					
備考						

小数点第2位まで(端数切捨て)記入してください

- 備考 1 該当する箇所にチェックを入れてください。
 2 色彩は、JIS規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値(マンセル値)を記入してください。
 3 法面の処理方法は、芝付け、石積み、擁壁等と具体的に記入してください。
 4 堆積物の種類は、その具体的な名称を記入してください。
 5 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。

景観チェックシート 記入例

景観チェックシート（参考：A1エリア・建築物の建築等）

全エリア共通の景観形成目標及び景観形成基準

景観形成目標	五大堂などからの眺望景の価値を守り、その魅力を高めてゆく	
要素	景観形成基準	チェック内容または景観形成のために配慮したこと
	この眺望景の形成にかかわる建築物の建築は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。	特に配慮したこと（具体的に） <i>建物の形状を周辺の建築物に合わせ、切妻屋根に真壁造りで和風を意識した。</i>
	建築物の屋根の形態は勾配屋根とし、素材は光沢のないもので、色彩はマンセル値のN0～N5の黒色または暗灰色を基本とすること。	特に配慮したこと（具体的に） <i>屋根は4寸5分勾配の切妻屋根とし、光沢の無い黒色(N3.5)のガルバリウム鋼板屋根とした。</i>
	陸屋根とする場合は相応の理由がある場合のみとし、その場合、色彩等の工夫により景観に及ぼす影響を抑制すること。	特に配慮したこと（具体的に）
	建築物の屋根に太陽光発電設備を設置するときは、光沢を抑えた黒色タイプとすること。陸屋根を除き、勾配は屋根面に一致させ、屋根と一体的に設けること。	特に配慮したこと（具体的に） <i>設置無し。</i>

全エリア共通の景観形成目標及び景観形成基準

景観形成目標	門前に形成された市街地として、人々の集う空間形成を通じて、和風の風格と賑わいの感じられる景観まちづくりを目指す 特に1階部分を中心に、高さの揃った庇、下屋庇等により連続性を高めつつ、屋内外をつなぐ中間領域の形成や、覆屋や屋外テラス等により駐車場を含めた空地スペースの活用、1、2階壁面の色彩・意匠や屋根の形態・色彩・意匠による連続性の向上や調和感の向上などを図り、景観の向上に努める 敷地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す	
要素	景観形成基準	チェック内容または景観形成のために配慮したこと
標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	I 現代和風建築A1エリアタイプ(屋根・庇などは4寸5分勾配) III 伝統和風建築タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 現代和風建築A1エリアタイプ 【外壁】基調色（マンセル値）： <i>N9</i> (<input checked="" type="checkbox"/> 基準内 □ 基準外) その他の色（マンセル値）： <i>5YR3/1</i> (<input checked="" type="checkbox"/> 基準内 □ 基準外) <input type="checkbox"/> 伝統和風建築タイプ 【外壁】基調色（マンセル値）： (□ 基準内 □ 基準外) その他の色（マンセル値）： (□ 基準内 □ 基準外) <input checked="" type="checkbox"/> 屋根・庇などは4寸5分勾配とした。 特に配慮したこと（具体的に）

要素	景観形成基準	チェック内容または景観形成のために配慮したこと
屋根の色彩	黒色～暗灰色	<input checked="" type="checkbox"/> 屋根の色彩は黒～暗灰色とした。 基調色（マンセル値）： <i>N3.5</i> (<input checked="" type="checkbox"/> 基準内 <input type="checkbox"/> 基準外) その他の色（マンセル値）： (<input type="checkbox"/> 基準内 <input type="checkbox"/> 基準外) 特に配慮したこと（具体的に）
標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準	来訪者の視点に立ち、周辺やアプローチからの多様な見え方に配慮すること。 その上で、周囲・背景・並びあるいはその将来像などに調和し連続性を生み出すよう努めること 立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。	特に配慮したこと（具体的に） <i>下屋庇を隣接する建築物と高さに合わせて設置した。</i>
修景整備	建築物と一体となった壁面広告等は撤去すること。 庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。 駐車場のサイン類の整序化に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面広告は設置していない、または、撤去した。 <input checked="" type="checkbox"/> 庇や下屋、雁木などを設置し、賑わいの創出に努めた。 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場のサイン類の整序化に努めた。 特に配慮したこと（具体的に） <i>広告物は袖看板、暖簾、太鼓幕、立て看板（駐車場）のみとし、形態意匠・色彩などの調和に努めた。</i> <i>下屋の半屋外空間にベンチを設置し、賑わいの創出に努めた。</i>
駐車場の転用など広場状空間の形成	覆屋や屋外テラスを設置（和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する）するなど、賑わいの創出に努めること。 広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 覆屋や屋外テラスを設置し、賑わいの創出に努めた。 <input type="checkbox"/> 広場の舗装またはデッキなどを設置し、広場状空間の形成に努めた。 特に配慮したこと（具体的に） <i>駐車場の一部に四阿とテーブル、ベンチを設置し、休憩及び飲食のスペースを設け、賑わいの創出に努めた。</i>
その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項	軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。 自動販売機の色は焦茶色を基本とすること。 建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 軒下や覆屋などの下部は垂木現しとするなど、木の部材を見せるようにした。 <input type="checkbox"/> 3階以上の部分を目立たせないように工夫した。 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外設備は目立たせないよう囲いなどで修景した。 <input type="checkbox"/> 自動販売機の色は焦茶色にした。 <input checked="" type="checkbox"/> 背景の自然に配慮し、建物と建物との間の空間の見せ方を工夫した。 特に配慮したこと（具体的に） <i>軒下は垂木現しとし、腰壁に合わせた色彩で建物全体としての調和を図った。</i> <i>建築物と倉庫の間の空間は、空調室外機を建築物の腰壁に合わせた色彩の建材で囲い、背景の自然を阻害しないよう配慮した。</i>

行為完了報告書 記入例

様式第20号（第21条関係）

年 月 日

景観計画区域内行為完了等報告書

（宛先）山形市長

行為者 住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号**
 氏 名 **株式会社〇〇〇〇**
代表取締役 〇〇 〇〇 ← 押印不要
 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

〔法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

山形市景観条例第22条の規定により、次のとおり関係図書を添えて、景観計画区域内の行為の完了 ~~（中止）~~ について報告します。

なお、届出した内容と変更はありません。

景観計画区域内行為 （変更） 適合通知書の番号		〇〇第〇〇号（ 〇〇年〇〇月〇〇日交付）
行為の 場 所	地名・地番	山形市大字山寺〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇
	区域の別	山寺景観重点地区
行 為 の 種 類		建築物の増築
行 為 の 完 了 （中止） 年月日		〇〇年〇〇月〇〇日